

○ 地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第156号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 地質、土質調査業務費の積算 [略]</p> <p>4-1・4-2 [略]</p> <p>4-3 安全費の積算 安全費とは、当該調査作業において安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する<u>交通誘導員</u>、交通整理作業、掲示板、保安柵、保安灯、環境保全のための仮囲い等に要する費用のことをいう。 (1)・(2) [略]</p> <p>4-4 [略]</p> <p>別表-1 [略]</p>	<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 地質、土質調査業務費の積算 [略]</p> <p>4-1・4-2 [略]</p> <p>4-3 安全費の積算 安全費とは、当該調査作業において安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通整理作業、掲示板、保安柵、保安灯、環境保全のための仮囲い等に要する費用のことをいう。 (1)・(2) [略]</p> <p>4-4 [略]</p> <p>別表-1 [略]</p>

○ 現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>現場技術業務実施要領</p> <p>第1～第10 [略]</p> <p>別添-1 [略]</p> <p>別添-2</p> <p>現場技術業務契約書例</p> <p>1～4 [略]</p> <p>第1条～第40条 [略] （発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、<u>その支店又は</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が団体である場合は代表者、<u>理事その他</u>経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>ロ 役員等が、<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>ハ・ニ [略]</p> <p>ホ 役員等が、<u>暴力団又は暴力団員</u>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ・ト [略]</p> <p>十一 [略]</p> <p>第42条～第53条 [略]</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第54条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>	<p>別 紙</p> <p>現場技術業務実施要領</p> <p>第1～第10 [略]</p> <p>別添-1 [略]</p> <p>別添-2</p> <p>現場技術業務契約書例</p> <p>1～4 [略]</p> <p>第1条～第40条 [略] （発注者の催告によらない解除権）</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一～九 [略]</p> <p>十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合にはその者、受注者が法人である場合にはその役員<u>又はその支店若しくは</u>常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者、受注者が団体である場合は代表者、<u>理事等、その他</u>経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p>ハ・ニ [略]</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ・ト [略]</p> <p>十一 [略]</p> <p>第42条～第53条 [略]</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第54条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p>

改正後	現行
<p>第55条 [略]</p> <p>(現場技術業務契約書例第15条「貸与品等」様式例) 使用貸借申請書 [略]</p> <p>別添-3</p> <p>現場技術業務共通仕様書例</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条~第1-5条 [略]</p> <p>第1-6条 業務計画書 1 [略] 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)~(5) [略] (6) <u>第3-5条</u>に示す事業促進実施計画書(事業促進型の場合) (7) [略] 3・4 [略]</p> <p>第1-7条~第1-28条 [略]</p> <p>第2編 [略]</p> <p>第3編 事業促進型編 第1章 一般的事項</p> <p>第3-1条 一般的留意事項 1~3 [略] 4 管理技術者は<u>第3-4条</u>で示される促進業務の適正な履行を確保するため、主任技術者及び技術員が行う業務に係る次の諸事項が適切に行われるように主任技術者及び技術員を、指揮監督しなければならない。 (1)~(6) [略] 5・6 [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>第3-3条~第3-6条</u> [略]</p>	<p>第55条 [略]</p> <p>(現場技術業務契約書例第15条「貸与品等」様式例) 使用貸借申請書 [略]</p> <p>別添-3</p> <p>現場技術業務共通仕様書例</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条~第1-5条 [略]</p> <p>第1-6条 業務計画書 1 [略] 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)~(5) [略] (6) <u>第3-6条</u>に示す事業促進実施計画書(事業促進型の場合) (7) [略] 3・4 [略]</p> <p>第1-7条~第1-28条 [略]</p> <p>第2編 [略]</p> <p>第3編 事業促進型編 第1章 一般的事項</p> <p>第3-1条 一般的留意事項 1~3 [略] 4 管理技術者は<u>第3-5条</u>で示される促進業務の適正な履行を確保するため、主任技術者及び技術員が行う業務に係る次の諸事項が適切に行われるように主任技術者及び技術員を、指揮監督しなければならない。 (1)~(6) [略] 5・6 [略]</p> <p><u>第3-2条 業務及び工事等への入札の参加制限</u> 当該促進業務において調整等の対象とする調査・測量・設計業務及び土木工事等(現場技術業務を除く。)の受注者並びにその受注者と資本、人事面で関係がある者は、当該促進業務の入札に参加できない。 また、当該促進業務受注者及び当該促進業務と資本、人事面で関係がある者は、当該促進業務実施期間中は、当該促進業務において調整等の対象とする調査・測量・設計業務等又は土木工事等(現場技術業務を除く。)の入札に参加してはならない。</p> <p><u>第3-3条~第3-7条</u> [略]</p>

改正後	現行
<p>第3-7条 促進業務の成果 1 第1-9条でいう成果物とは、第3-6条で作成した以下に示す書類をいう。 (1)～(2) [略] 2 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 調査・測量・設計業務等の調整等</p> <p>第3-8条～第3-13条 [略] 第3-14条 その他事項（調査・測量・設計業務等の調整等） 促進業務受注者は、その他、第3-8条から3-13条に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 工事に関する調整等</p> <p>第3-15条～第3-21条 [略] 第3-22条 その他事項（工事に関する調整等） 促進業務受注者は、その他、第3-15条から3-21条に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 地元関係者及び関係機関等との協議等</p> <p>第3-23条～第3-28条 [略] 第3-29条 その他事項（地元関係者及び関係機関等との協議） 促進業務受注者は、その他、第3-23条から3-28条に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。</p> <p>(現場技術業務共通仕様書例第1-5条第2項 打合せ記録簿例) [略]</p> <p>(現場技術業務共通仕様書例第2-3条及び第3-6条第1項「業務実施報告書」様式例) 現場技術業務実施報告書 [略]</p> <p>(現場技術業務共通仕様書例第3-5条「事業促進実施計画書」様式例) 事業促進実施計画書 [略]</p> <p>(現場技術業務共通仕様書例第3-6条第2項「引継事項記載書」様式例) 引継事項記載書 [略]</p>	<p>第3-8条 促進業務の成果 1 第1-9条でいう成果物とは、第3-7条で作成した以下に示す書類をいう。 (1)・(2) [略] 2 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 調査・測量・設計業務等の調整等</p> <p>第3-9条～第3-14条 [略] 第3-15条 その他事項（調査・測量・設計業務等の調整等） 促進業務受注者は、その他、第3-9条から3-14条に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 工事に関する調整等</p> <p>第3-16条～第3-22条 [略] 第3-23条 その他事項（工事に関する調整等） 促進業務受注者は、その他、第3-16条から3-22条に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 地元関係者及び関係機関等との協議等</p> <p>第3-24条～第3-29条 [略] 第3-30条 その他事項（地元関係者及び関係機関等との協議） 促進業務受注者は、その他、第3-24条から3-29条に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。</p> <p>(現場技術業務共通仕様書例第1-5条第2項 打合せ記録簿例) [略]</p> <p>(現場技術業務共通仕様書例第2-3条及び第3-7条第1項「業務実施報告書」様式例) 現場技術業務実施報告書 [略]</p> <p>(現場技術業務共通仕様書例第3-6条「事業促進実施計画書」様式例) 事業促進実施計画書 [略]</p> <p>(現場技術業務共通仕様書例第3-7条第2項「引継事項記載書」様式例) 引継事項記載書 [略]</p>

○ 記録映像製作業務の価格積算基準の制定について（平成16年3月29日付け15農振第2811号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後			現行		
別紙 記録映像製作業務の価格積算基準			別紙 記録映像製作業務の価格積算基準		
1 適用範囲 [略]			1 適用範囲 [略]		
2 記録映像製作業務費の構成 [略]			2 記録映像製作業務費の構成 [略]		
3 記録映像製作業務費構成費目の内容 [略]			3 記録映像製作業務費構成費目の内容 [略]		
4 [略]			4 [略]		
標準作業項目	【記録映像製作】	単位	標準作業項目	【記録映像製作】	単位
	標準作業内容			標準作業内容	
1・2 [略]	[略]	[略]	1・2 [略]	[略]	[略]
3 編集作業			3 編集作業		
3-1~3-2 [略]	[略]	[略]	3-1~3-2 [略]	[略]	[略]
3-3 タイトル・テロップ等の作成	作品をよりわかりやすく、あるいは場面を強調する目的で画面に文字表現を加えるため、写植文字等によるテロップを作成する。また、必要に応じてコンピューターグラフィックやアニメーションも並行して製作する。	[略]	3-3 タイトル・テロップ等の作成	作品をよりわかりやすく、あるいは場面を協調する目的で画面に文字表現を加えるため、写植文字等によるテロップを作成する。また、必要に応じてコンピューターグラフィックやアニメーションも並行して製作する。	[略]
3-4~3-5 [略]	[略]	[略]	3-4~3-5 [略]	[略]	[略]